

第**53**回中央環境審議会動物愛護部会

基本指針見直しに係る関係者ヒアリング

犬猫適正飼養推進協議会

会長 石山 恒

2019年11月25日

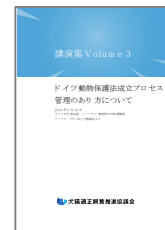
犬猫適正飼養推進協議会(2016年3月1日設立)

ビジョン	犬猫が快適に暮らせる社会の実現を目指します。
活動方針	<p>動物愛護管理法に基づく第一種動物取扱業者(ブリーダー、オークション、ペットショップなど)の取り組みについて、自主的な管理を推進するため、次のような活動を推進いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン・手順書(要求レベルの明確化) ● 自己点検(内部監査:継続改善) ● 作業記録(外部監査:信頼性・透明性) ● 専門人材育成(技能向上) ● 講習会(情報のアップデート)

正会員:関連団体		賛助会員	
<ul style="list-style-type: none"> ● (一社)ペットフード協会 ● (一社)日本ペット用品工業会 ● (一社)ペットパーク流通協会 ● (一社)全国ペット協会 ● (一社)ジャパンケネルクラブ ● (一社)全国ペットフード・用品卸商協会 ● 法人組合 中央ケネル事業協同組合連合 ● (公社)日本獣医師会 	団体	<ul style="list-style-type: none"> ● (一社)全国動物教育協会 ● 他1団体 	
	企業	<ul style="list-style-type: none"> ● アニコム損害保険(株) ● 日本アニマル倶楽部(株) ● 他6社 	

犬猫適正飼養推進協議会の活動：国内外の状況を知る

領域	主な活動
海外調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 英国CIEH（環境衛生研究所）ガイドラインの翻訳：①犬の繁殖（2013年）、②犬の預かり（2016年）、③猫の預かり（2015年）、④ペット販売（2015年） ● 欧米状況：①EU12カ国の流通段階に於ける犬猫の福祉に関する研究（欧州委員会2015年）の翻訳、②アニマルウェルフェアの効果的戦略立案への提言（英国超党派議連犬部会2014年）、③諸外国における犬のブリーダー規制状況（日獣会誌2017年）、④米国における商業ブリーダーの州法比較表の翻訳（ミシガン州立大学法学部2017年）
国内調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内実態調査（2016年6月）：①犬の繁殖施設、②ペットショップ ● 犬の繁殖施設における適正飼養管理に関する自己点検調査（2018年2月） ● ブリーダーの廃業理由に関する追跡調査（2018年8月）
教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物愛護と動物福祉シンポジウム開催：「西洋と日本の相違点」（RSPCA、その他）（2017年3月） ● 犬猫遺伝病シンポジウム開催：①「世界の遺伝子解析の現状と将来」、②「日本の犬猫遺伝病の実際」（2019年3月） ● 「ドイツ動物保護法成立プロセスと管理のあり方」についての懇談会開催：TVT前会長（動物の保護のための獣医師会）トーマス・ブラハーハノファー獣医科大学名誉教授（2019年9月）
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインの作業原案をウェブサイト公開（2018年12月～）：動物の快適性に配慮した適正飼養指針 ①犬の繁殖施設、②猫の繁殖施設、③ペットショップ ● 「動物取扱業者のための飼育管理ガイド」の発刊予定（2020年春）



CIEH(環境衛生研究所)のガイドライン:ペットのステークホルダー

犬の繁殖・預かり	猫の預かり	ペット販売
 <p>CIEH Model Licence Conditions and Guidance for Dog Breeding Establishments</p>  <p>Model Licence Conditions and Guidance for Dog Boarding Establishments 2016</p>	 <p>CIEH Model Licence Conditions and Guidance for Cat Boarding Establishments 2013</p> <p>動物の福祉を最優先し、法律に基づき、猫舎の検査、助言、ライセンス提供の業務を行う方への助言のために準備</p>	 <p>Model Conditions for Pet Vending Licensing 2013</p> <p>動物の福祉及びペットショップ運営の改善 ペットショップでの動物の健康、安全、福祉を確保するため最低限の基本水準として作業グループが推奨</p>

英国環境・食糧・農村地域省(DEFRA)の要請を受けた作業グループで作成



英国獣医師会



犬の繁殖の福祉問題に関する審議会



環境衛生研究所



シティ・オブ・ロンドン自治体



ドッグ・トラスト



DEFRA



エッピング・フォレスト・ディストリクト



ザ・ケネルクラブ

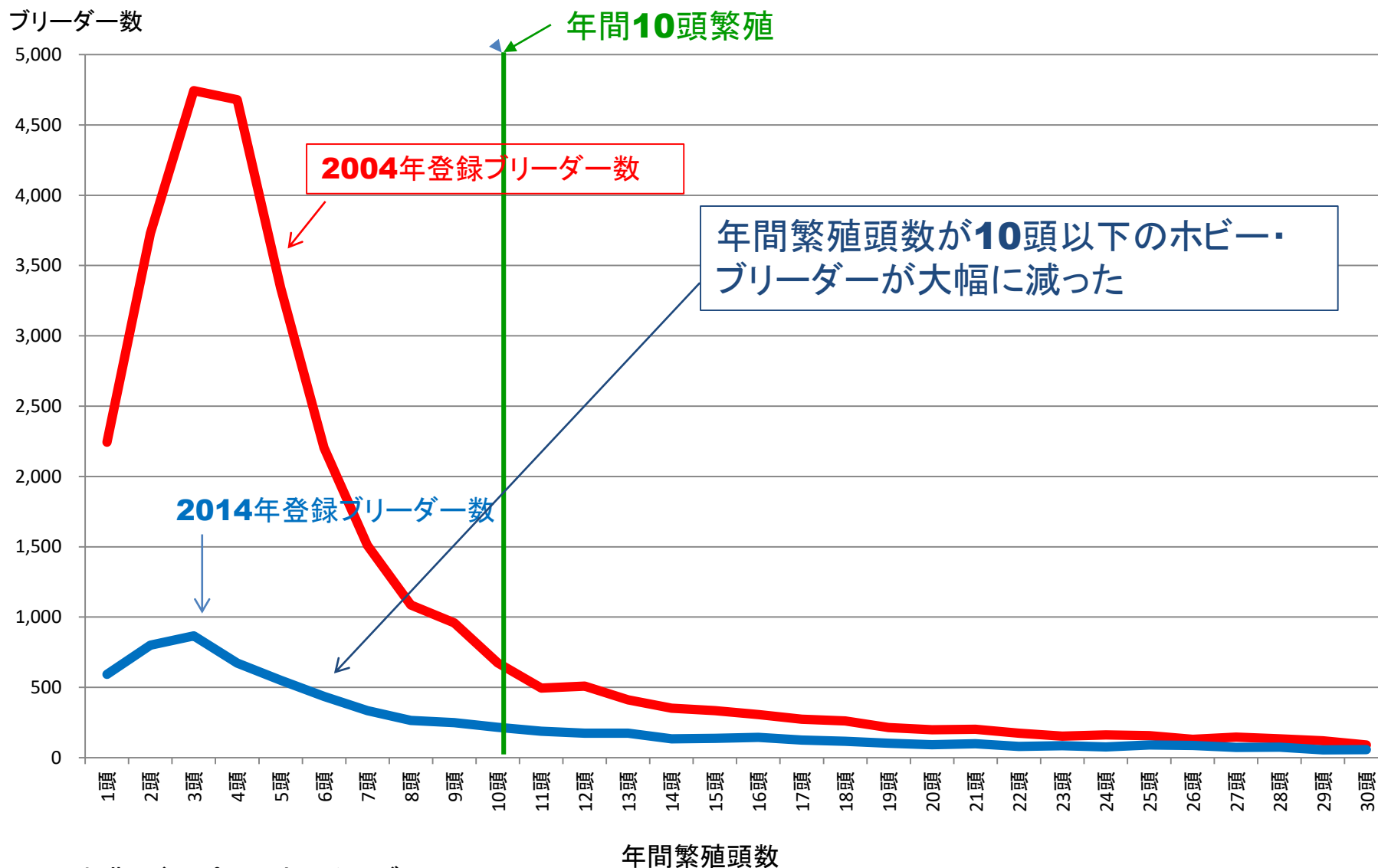


英国動物虐待防止協会



英国小動物獣医師会

2005年法改正：ホビー・ブリーダー・ポピュレーションの崩壊



出典：ジャパンケネルクラブ

年2回ないし2頭がブリーダー“業”の定義として、 地方自治体のサイトに掲載されている

熊本市動物愛護センター

ハローアニマルくまもと市

熊本地震による被害状況

● サイトマップ

● お問い合わせ

センター紹介

犬・ねこ情報

飼い主さんへ

動物取扱業に
ついて

ふれあい
イベント

野生動物に
ついて

Q & A

[トップページ](#) >> [【動物取扱業について】動物取扱業者の方へ](#)

動物取扱業について

about Regulations on Animal Handling Business

動物取扱業者の方へ

動物取扱責任者について

新規登録

登録更新

変更・廃業などの
届け出について

第一種動物取扱業者一覧

動物愛護管理法の
改正について

第一種動物取扱業者の方へ

第一種動物取扱業を行う場合には「登録」が必要です。

動物の販売、ペット美容（トリミング）、ペットホテル、ペットシッター、貸出し、展示、訓練、ペットオークション、老犬老猫ホームなどを営む場合には、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、事業所・業種ごとにあらかじめ登録が必要です。

また、動物の管理の方法や飼養施設の規模や構造などの基準を守ることが義務付けられています。

動物取扱業者は命あるものである動物を扱うプロとして、より適正な取り扱いが求められます。

事業所が熊本市内にある場合、動物取扱業の登録申請は熊本市動物愛護センターでの受け付けとなります。

詳しくは [新規登録](#) をご覧ください。

※ 第一種動物取扱“業”とは

有償・無償の別を問わず、反復継続して、事業者の営利を目的として動物を取り扱う、社会通念上“業”として認められる行為のことです。年2回以上もしくは年2匹以上取り扱う場合には業とみなされます。

犬種間での体重差は100倍にもなる。同じ“種” (*Canis lupus familiaris*) でこれだけ差のある動物は地球上には存在しない



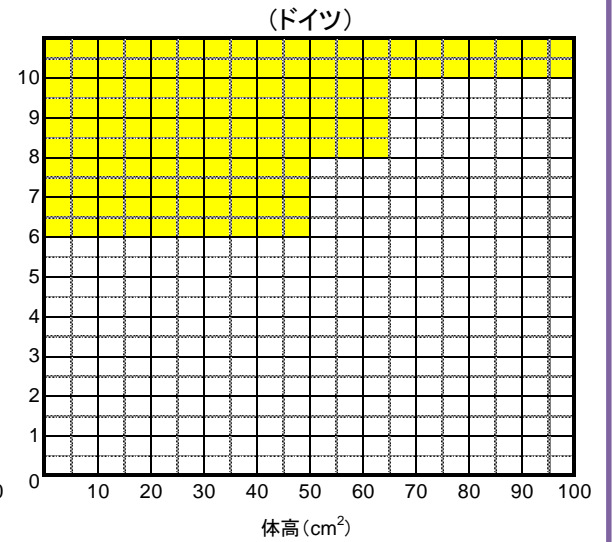
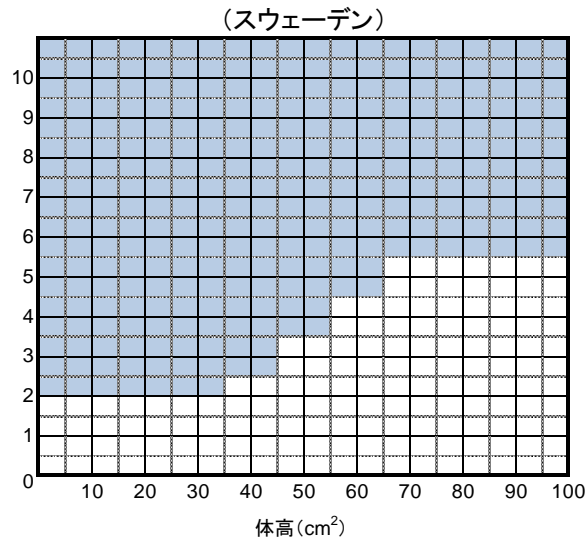
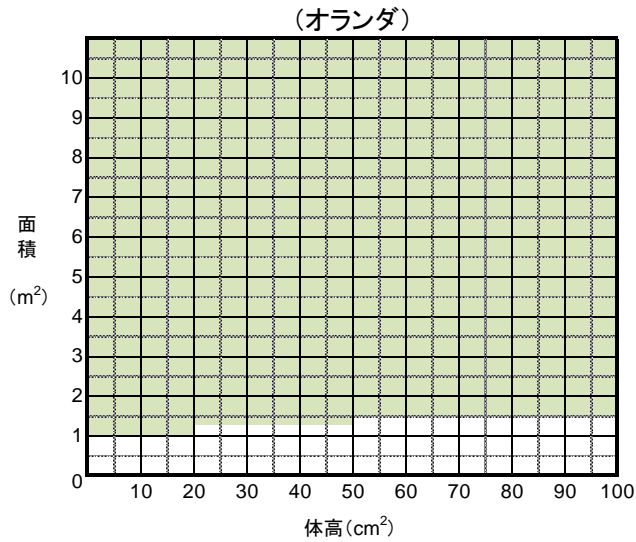
欧米における犬の商業ブリーダー登録義務と条件

国	ブリーダー登録の有無と 規制年度	登録を必要とする営利目的のブリーダーの条件
ドイツ	○ 2000	3頭以上の雌犬を所有、または年 3胎を超えて 繁殖している場合、商業目的のブリーダーと定義され、登録の対象となる。
イギリス	○ 1999	年 5胎以上 の繁殖と販売には地方自治体の許可が必要。
アメリカ	○ 2013	連邦法で繁殖雌犬を 5頭以上 所有しているか、インターネット販売を行うブリーダーは商業ブリーダーと定義され認可が必要。繁殖雌犬4頭以下の小規模ブリーダーは必要ないが、州によっては規制を受ける
フランス	○ 2016	プロフェッショナル: 繁殖雌犬を10頭以上所有し 、年間 2胎以上 繁殖は登録義務。納税番号を広告しブリーダー証明書が必要。非プロフェッショナル: 4ヶ月齢以上の犬の頭数が9頭以下。年間1胎以下。ブリーダー証明書も納税番号も不要。ただし子犬の登録番号は必要。
オランダ	○ 1999	農業大臣に届け出、許可。 非商業目的で繁殖のが証明できれば、登録は不要で頭数制限はない 。商行為の有無がブリーダーの登録の必要性を定義。
スウェーデン	○ 1988	全てのブリーダーは地方自治体に登録義務がある。12ヶ月齢以上の犬を10頭以上所有しているか、年 2胎以上 繁殖すると許可がある。
デンマーク	○ 2010	雌犬を3頭以上所有、年 3胎以上 繁殖しているものは登録義務がある。
フィンランド	×	規制なし
カナダ	×	規制なし

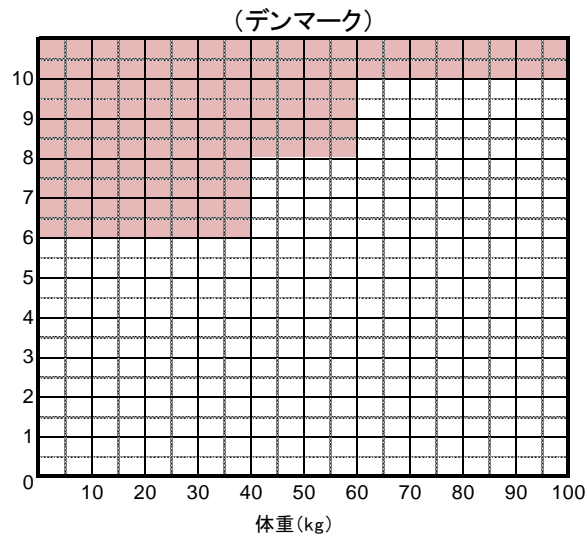
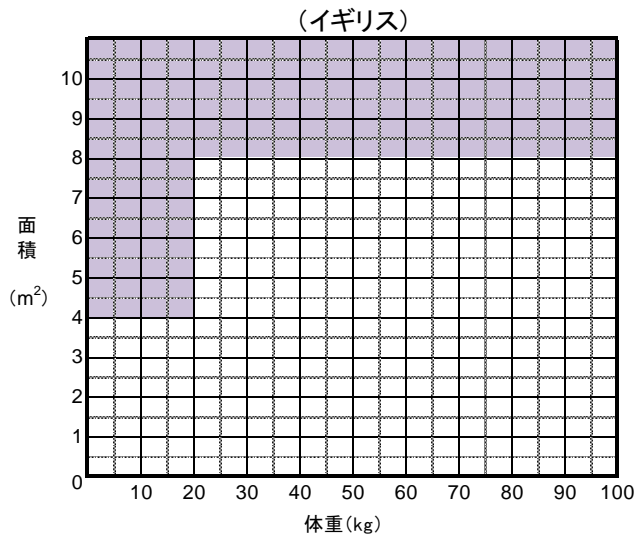
出典: 日獣会誌 70 264-268(2017)

欧州の規制状況：飼養面積

体高



体重



犬舎の広さに関する規制状況

定性または数値による基準 対象をプロに限定する国も

国名	飼育スペース
米国	一部の州で定性基準(数値基準なし)
カナダ	
英国	環境衛生研究所(CIEH)のガイドライン
フランス	【プロフェッショナル・ブリーダー】1頭あたり5m ²
オランダ	【商業ブリーダー】体高<30cm:1.0m ² , 30~50cm:1.2m ² , 50cm<:1.5m ²
デンマーク	体重<40kg:6m ² , 41~60kg:8m ² , 60kg<:10m ²
スウェーデン	体高<35cm:2.0m ² , 36~45cm:2.5m ² , ...
フィンランド	
ドイツ	体高<50cm:6m ² , 50~65cm:8m ² , 65cm<:10m ²
法律	法律なし 自主基準

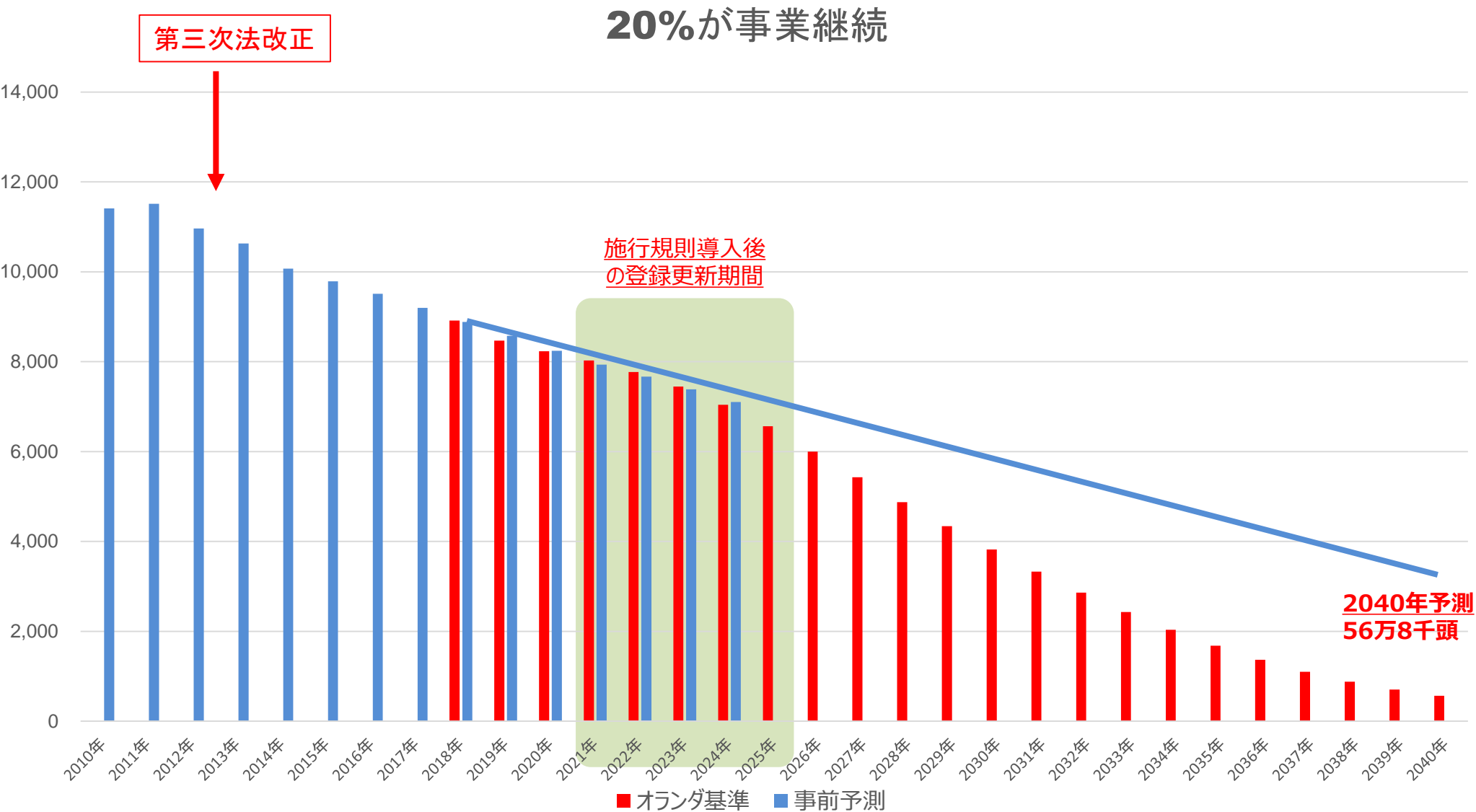
日獣会誌 70:264-269, 2017.

※色付けされた領域が推奨される飼育面積を表す

ホビー・ブリーダーが育てる9匹の子犬(ヨーロッパ)



犬の飼育頭数の将来予測



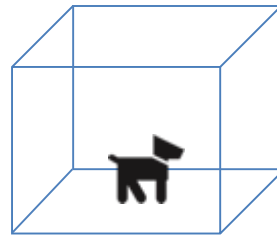
飼養施設の数値指標(試案)

- 飼育スペースは「寝室」と「生活エリア」から構成される

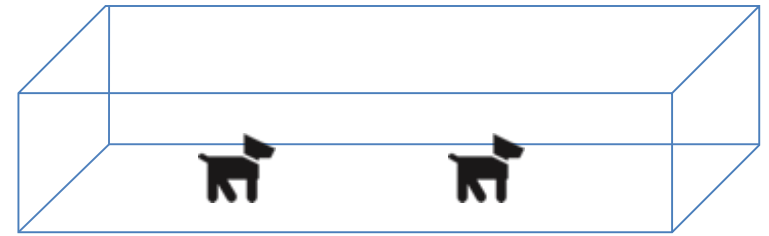
区分	定性的基準※	数値指標(目安)
寝床	犬が立つ、向きを変える、横たわる、伸びをするなどの自然な姿ができること	高さ=体高× 1.3 倍 幅(短辺)=体高× 1.1 倍
生活エリア (運動場)	犬が歩く、向きをかえる、壁にふれずに尾をふる、遊ぶ、後ろ足で立つ、他の犬にふれずに横たわる、排便・排泄をしても体が汚れないこと	設置せず



寝床(ケージ等)

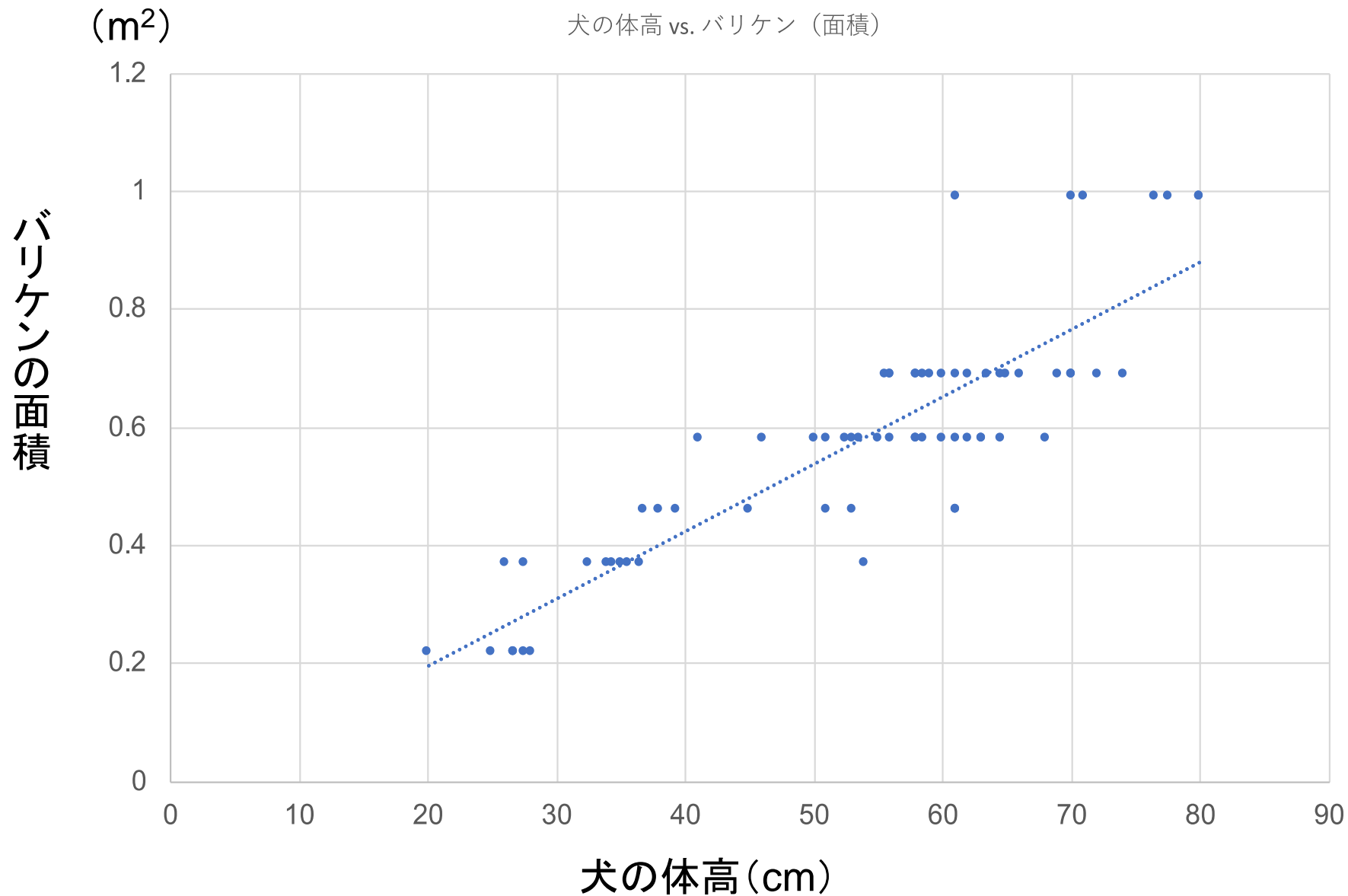


生活エリア



運動場(必要に応じて)

IATA(国際航空輸送協会:120ヶ国、265社)



犬の供給体制の違いと基準の適応

■ 背景

- 欧州＝兼業ブリーダーが主体「ホビープリーダー数**87%**(繁殖頭数:75%)、商業数**13%**(繁殖頭数20頭以上:7%)」
- 日本＝年間**2頭・2回**の取引 → 事業者登録(非登録の繁殖は困難)

飼育設備(ケージ等)の広さ

- 国内の状況
 - ◆ドイツ基準を適用 → 国内で対応できる施設は、ほぼゼロ
 - ◆規模の拡大 → 新たな用地確保は困難(農地法・農業委員会)
 - 将来予測(シナリオ)
 - ◆①:**1頭**あたりの面積拡大 → 同一面積で飼育できる頭数は十分の一以下に
 - ◆②:**5年**ごとの登録更新で廃業
 - ◆③:事業からホビーに回帰
- (参考)ドイツの商業登録要件:「保有するメス**3頭**」又は「年間**3胎**」を超える場合

飼養管理ガイドの構成案 (A4:108ページ)

CONTENTS

犬と猫の快適な暮らしのために
動物取扱業者のための飼養管理ガイド

動物愛護管理法*と動物福祉の基本「5つの自由」に準拠して
*（動物愛護法第10条）



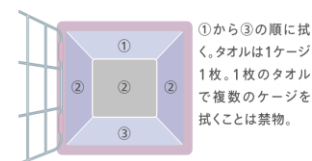
はじめに	P03	II-4 危機管理	
		II-5 施設の観察記録と対応	
第1章 犬の繁殖施設	P06	III 猫の管理	P53
I 施設的环境整備	P07	III-1 全般	
I-1 施設の構造全般		III-2 予防医療・検診	
I-2 飼養設備		III-3 食事管理	
II 施設の運営管理	P15	III-4 繁殖	
II-1 正しい知識と人員配置		III-5 子猫	
II-2 適切な飼養環境の管理		IV 文書管理	P61
II-3 清掃と消毒		第3章 犬猫の展示販売施設	P72
II-4 危機管理		I 施設的环境整備	P73
II-5 施設の観察記録と対応		I-1 施設の構造全般	
III 犬の管理	P21	I-2 展示設備	
III-1 全般		II 施設の運営管理	P79
III-2 予防医療・検診		II-1 正しい知識と人員配置	
III-3 食事管理		II-2 適切な飼養環境の管理	
III-4 繁殖		II-3 清掃と消毒	
III-5 子犬		II-4 危機管理	
IV 文書管理	P29	II-5 施設の観察記録と対応	
第2章 猫の繁殖施設	P38	III 犬と猫の管理	P85
I 施設的环境整備	P39	III-1 全般	
I-1 施設の構造全般		III-2 予防医療・検診	
I-2 飼養設備		III-3 食事管理	
II 施設の運営管理	P40	IV 文書管理	P91
II-1 正しい知識と人員配置		第4章 巻末資料	P96
II-2 適切な飼養環境の管理			
II-3 清掃と消毒			

参考情報「清掃と消毒の手順」

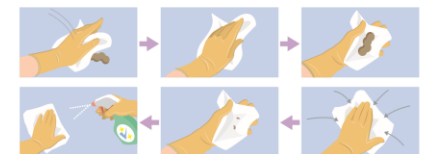
■清掃のルール

CLEAN TO DIRTY（きれいな方から汚い方へ）の原則に従い、ケージを拭く時や汚物の処理時など、掃除の順番をきれいな方から汚い方へ行う事で衛生状態を保ちやすくなります。

ケージの清掃



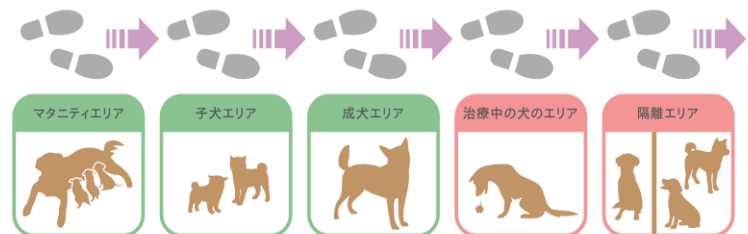
汚物の清掃・消毒手順



汚物が目視出来なくなったら消毒します

※犬が寝る場所として利用するケージやクレートが空いた時は、汚れを落とし、消毒してから保管しましょう。

清掃の順番



■消毒のルール

正しい消毒薬を選択するのが大切です。強力な消毒薬を使用すれば、施設を清潔に保つことができますが、経済面や生体への影響、環境保護の観点から常時使用することは現実的ではありません。汚染レベルに合わせて使い分けましょう。

施設で一般的に使用されている消毒薬の例

薬剤名	商品名の例	一般細菌	真菌	一般ウイルス	FIV FeLV	CPV FPLV	使用濃度	備考
次亜塩素酸ナトリウム	ハイター ピューラックス	○	○	○	○	○	0.01～0.5% 通常は0.01～0.05% ハルゴウイルス発生時には0.1-0.5%	金属腐食が強い 消毒効果の減弱が早い。用事調整 一部の結核菌と芽胞菌には効果なし
複合次亜塩素酸消毒剤	アンテックビル コンス ワイプアウト	○	○	○	○	○	100倍	金属腐食が強い 生体に直接散布しない
エタノール	消毒用 エタノール	○	○	○	○	○	70～80%	傷や粘膜に使用できない ゴム製品や合成樹脂など、一部の材質を変性させる 芽胞菌には静菌作用のみ
ベンザルコニウム塩化物 (第四級アンモニウム塩、 逆性石鹼)	オスバン液、 パコマ	○					0.01～0.2%	緑膿菌、結核菌、芽胞菌、ウイルスには効果なし。

※正しい濃度・浸透時間で消毒薬を使用しないと、消毒効果が十分に発揮されません。濃度や浸透時間、保管方法は、使用する製品や使用目的等異なります。

有難うございました。